

**株式会社前川製作所**  
**サステナブル調達ガイドライン**

## はじめに

前川製作所は創業以来、自然界に存在する物質「自然冷媒」を採用した「冷熱技術」を核にノンフロン、食の安定供給、省力化などの事業を通じて社会課題の解決に貢献してきました。

近年、国際社会はもとより日本国内においても、国連で採択された SDGs をはじめとする持続可能な社会の実現に向けた取り組みに関心と期待が集まり、企業は事業活動を行う上で、調達先とともに「社会的責任」を果たすことが必要不可欠となっています。

当社は、そのような社会情勢を踏まえ、これからも社会で必要とされる企業であり続けるために、このたび「サステナブル調達ガイドライン」を制定いたしました。当社は、「グループ・ミッション」、「サステナビリティ方針」、「調達方針」および本ガイドライン（以下併せて「本方針等」）に則り、品質・価格・納期の基本要件に加え、コンプライアンス、人権・労働、安全衛生、環境、情報セキュリティなどにも十分配慮しながら、調達先と協働して社会的責任を果たしていく「サステナブル調達」に取り組んでまいります。

## 調達先の皆さまへのお願い

本ガイドラインでは、当社の企業理念・調達活動に関する方針の下で調達先の皆さまに遵守願いたい取り組み事項を取り纏めております。皆さまにおかれましては、本ガイドラインの内容を確認いただくとともに、調達先のサプライチェーンにおける関係者さま（仕入先、再委託先等）にも周知いただき、本ガイドラインの遵守にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインの各事項につきまして、取り組み状況などを確認させていただくため、別途、「アセスメントシート」へのご回答をお願いすることを予定しております。その際は、ご協力の程をお願いいたします。

### 1. 法令等の遵守・社会規範の尊重

法令等を遵守し、国際行動規範等の社会規範を尊重した公正・公平な調達活動を推進する。

#### (1-1) 法令等の遵守と文化・慣習の尊重

事業活動を行う国・地域で適用される関連法規・基準等を遵守し社会規範に沿うとともに、歴史・文化・慣習等を正しく理解し尊重する。

#### (1-2) コンプライアンスの徹底と内部通報制度の構築

コンプライアンスを徹底するための方針および行動規範を定め、また、教育等の体制を構築する。併せて、適切な内部通報制度を構築する。

#### (1-3) 国内外政治、行政との健全な関係の構築

政治家、公務員およびそれらに準ずる者と透明性の高い健全な関係を維持し、贈賄等あらゆる形態の腐敗行為や誤解を受ける行為をしない。

#### (1-4) 反社会勢力の排除

国内外を問わず、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会勢力および反社会勢力へ資金提供を含む一切の支援・協力関係にある企業・団体および個人との取引を行わない。

#### (1-5) 社会保険の加入

適切な社会保険に加入するとともに、関係する労働者についてもその実態（雇用か請負か）を踏まえ、雇用関係であると判断される場合には、雇用契約を締結し適切な社会保険に加入させる。

#### (1-6) 地域社会や住民との共生

地域社会の環境や住民の健康、安全に配慮した事業活動を行う。

### 2. オープンで公正・公平な取引

調達先を共創のパートナーと位置付け、公正・公平な取引を推進し、調達先の選定は、品質・コスト・納期・安定調達のほかに、CSRへの取り組み、技術力、提案力、経営状況等を総合的に評価したうえで行う。

#### (2-1) 公正・公平な取引推進

対等なパートナーとして競争見積りによる調達を原則とし、公正・公平な取引を推進する。

#### (2-2) 公正なビジネスの遂行

公正な事業、競争、広告活動を行う。

#### (2-3) 調達先選定方法

調達先の選定は、品質(Q)・コスト(C)・納期(D)・安定調達のほかに、CSRへの取り組み、技術力、提案力、経営状況等を総合的に評価した上で行う。

#### (2-4) 腐敗防止と不適切な利益供与および受領の禁止

あらゆる種類の贈収賄、腐敗、恐喝、および横領等を行わない。また、賄賂その他の不当または不適切な利益を得る手段としての約束、申し出、許可等を提供または容認しない。

#### (2-5) 知的財産の尊重

知的財産権（特許権、著作権、商標権等）を尊重し、技術やノウハウの移転は、知的財産が守られた形で行う。また、顧客および調達先等の第三者の知的財産も保護する。

#### (2-6) 通報者の保護

適切に構築された内部通報制度のもとで、通報に係る情報に関する機密性、および通報者の匿名性を保護し、通報者に対する報復を排除する。

#### (2-7) 紛争や犯罪の関与のない原材料の使用

紛争や犯罪へ関与する製品（非人道的行為に関わる原材料・紛争鉱物等）の使用を防止する。

### 3. 人権の尊重

従業員の基本的人権を尊重し、適切な労働条件の確保に努める。

#### (3-1) 人権の尊重と差別の禁止

性別、年齢、国籍、人種、民族、宗教、信条、出身地、障害の有無、LGBTQ+等のいかなる理由による差別的な扱いや虐待、体罰、ハラスメント等個人の尊厳を傷つける行為も認めない。また雇用、

処遇、人材育成、キャリアアップ等については、全従業員へ平等に機会を提供し、有給休暇取得の権利等における差別を行わない。

#### (3-2) 強制的な労働の禁止

強制労働（本人の意思に反して強迫や暴力、詐欺などの手段を用いて強制的に労働を行わせること）、拘束、非人道的な囚人労働、奴隷制または人身売買によって得られた労働力を用いない。また、就業を強制することなく、従業員の離職や雇用を自ら終了する権利を守る。

#### (3-3) 児童労働の禁止、若年従業員への配慮

最低就業年齢に満たない児童に労働をさせない。また、18歳未満の若年従業員を夜勤や残業等、健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させない。

#### (3-4) 労働時間への配慮

従業員の働く地域の法規制上定められている限度を超えて労働させず、国際的な基準を考慮した上で従業員の労働時間・休日を適切に管理する。

#### (3-5) 適切な賃金と手当

従業員に支払われる報酬（最低賃金、残業代、および法的に義務付けられた手当や賃金控除を含む。）に、適用される全ての法規制を遵守する。また、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金（生活賃金）の支払いに配慮する。

#### (3-6) 人権侵害の加担・助長の回避

自社の意思決定、事業活動、製品ならびにサービスが、消費者や地域社会の人々の人権侵害の加担・助長に繋がることがないように配慮する。

#### (3-7) 伝統・慣習の尊重

従業員が営業活動を行う国や地域の宗教的な伝統・慣習を尊重し、一律の就労規則等により妨げることがない。

### 4. 品質・安全性の確保

品質方針に基づき品質と製品の安全を優先し、コスト・パフォーマンスを重視した調達活動を推進する。

#### (4-1) 製品の安全性の確保

製品が各国の法令等で定める安全基準を満たし、製品の十分な安全性を確保できる設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たす。

#### (4-2) 品質の管理

製品・サービスの品質に関して適用される全ての法規制を遵守するのみならず、自らの品質基準、顧客要求事項を遵守する。

#### (4-3) 品質の確保・向上

部材・商品の市場動向や新技術・新材料・新工法等の情報により、調達品の品質確保・向上、市場変化への的確な対応に努める。

#### (4-4) 正確な製品・サービス情報の提供

製品・サービスに関する、正確で誤解を与えない情報を提供する。

#### (4-5) 事故発生時の対処

品質に関する事故・不具合が発生した場合は、速やかに報告と適切な対処を行う。

### 5. 環境への配慮

地球環境問題に積極的に取り組むとともに、関係する地域の人々の健康と安全の確保を考慮し地域の環境問題に配慮した調達活動を推進する。

#### (5-1) 環境に関する許可と報告

事業の所在地の法規制に従い、事業に必要な許認可・承認を取得し、登録・報告を行う。

#### (5-2) エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減

エネルギー効率改善に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量の継続的削減活動に取り組む。

#### (5-3) 大気への排出

法規制を遵守し、有害な物質の大気への排出を削減するための適切な対策を実施する。

#### (5-4) 資源の有効活用と廃棄物管理

法規制を遵守し、適切な管理を行うことにより、リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を推進し、資源の有効活用を図り、廃棄物の発生を最低限に抑える。

#### (5-5) 化学物質管理

法規制を遵守し、人体や環境に対して危険をもたらす化学物質およびその他の物質について特定、表示および管理を行い、安全な取り扱い、移動、保存、使用、リサイクル、再利用、および廃棄が確実に実施されるよう管理する。

#### (5-6) 製品含有化学物質の管理

製品に含まれる特定の物質の使用禁止または制限に関して適用される、全ての法規制および顧客からの要求を遵守する。

### 6. 安全衛生の推進

調達先と共に安全衛生を全ての企業行動における中心的価値であると捉え、労働災害撲滅と労働衛生の向上を目指した調達活動を推進する。

#### (6-1) 労働安全

職務上の安全に対するリスクを特定・評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保する。特に妊娠中の女性および授乳期間中の母親への配慮をする。

#### (6-2) 緊急時への備え

人命・身体の安全を損なう災害・事故等の緊急事態に備え、発生の可能性も含めて特定し、従業員および資産の被害が最小限となる緊急時の行動手順を作成する。そして、必要な設備を用意し、緊急時にその手順に則った行動が取れるように従業員への教育・訓練を行う。

#### (6-3) 労働災害・労働疾病

労働災害および労働疾病の状況を特定・評価・記録・報告し、適切な対策および是正措置を講じる。

#### (6-4) 産業衛生

職場において、有害な生物的・化学的・物理的な影響に従業員が曝露するリスクを特定・評価し、適切な管理を行う。

#### (6-5) 身体的負荷のかかる作業への配慮

身体的に負荷のかかる作業を特定・評価した上で、労働災害・労働疾病に繋がらないよう適切に管理する。

#### (6-6) 機械装置の安全施策

従業員が業務上使用する機械装置について安全上のリスクがないか評価し、適切な安全施策を実施する。

#### (6-7) 施設の安全衛生

従業員の生活のために提供される施設（寮・食堂・トイレ等）の安全衛生を適切に確保する。

#### (6-8) 安全衛生のコミュニケーション

従業員が被る可能性のある職務上の様々な危険について、適切な安全衛生情報の教育・訓練を従業員が理解できる言葉・方法で提供する。また、従業員から安全に関わる意見をフィードバックする仕組みを構築する。

### 7. 健康経営の推進

調達先と共に従業員の心と身体健康保持・増進を支援するとともに、健康経営に取り組み、活力ある職場づくりを目指す。

#### (7-1) 従業員の健康管理・健康づくり

全ての従業員に対し、心と身体健康を適切に行い、健康づくりや健康経営の取り組みへの積極的な参加を勧奨する。

### 8. 情報セキュリティの徹底

調達活動に関わる機密情報・個人情報・顧客情報の漏洩を防止し、情報セキュリティの強化徹底に努める。

#### (8-1) サイバー攻撃に対する防御

サイバー攻撃等からの脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害が生じないように管理する。

#### (8-2) 個人情報の保護

調達先、顧客、消費者、従業員等全ての個人情報について、関連する法規制を遵守し、適切に管理・保護する。

#### (8-3) 機密情報の漏洩防止

自社のみならず、顧客や第三者から受領した機密情報を、適切に管理・保護する。

## 9. 災害時における事業活動の継続

事業継続計画（BCP）に基づき、大規模災害・事故が発生した場合でも、国・地方公共団体・企業等の事業継続に貢献できるよう、体制整備に努める。

### （9-1）事業継続計画の策定と準備

事業継続を阻害するリスクを特定・評価し、事業への影響の精査と中長期的に必要な事前対策、その取り組み状況をまとめた事業継続計画（BCP）を策定する。

## 10. 社会貢献活動の推進

地域社会との共生に向けた社会貢献活動への取り組みを推進する。

### （10-1）活動・交流への参画と支援

学術・文化支援活動や地域社会との交流、環境保全活動等に積極的に参画する。

## 11. サステナブル調達の推進

本方針等について、調達先の理解と協力を求め、調達先と共にサステナブル調達活動を推進する。

### （11-1）調達先への理解と協力の要請

直接的または間接的な取引関係にある調達先に、本方針等に対する理解と協力を求め、前川製作所グループのサプライチェーン全体でサステナブル調達活動を推進する。

## 12. 本方針等の周知浸透・情報共有

本方針等を役員、従業員および調達先に対して浸透させていくため、必要な情報共有と研修を継続的に行う。

## 13. 報告・情報開示

本ガイドラインに基づく取り組み状況を当社WEBサイト等にて定期的に報告する。適用される法規制と業界の慣例に従って、労働、安全衛生、環境活動、事業活動、組織構造、業績等に関する情報を開示する。いかなる記録の改ざんや虚偽の情報開示も認容しない。

2025年3月10日 制定・施行  
代表取締役 社長執行役員 前川 真